

森林保全等を目的とした新税の考え方

平成23年9月

山 梨 県

はじめに

本県は、全国有数の森林県であり、その森林は、洪水や土砂災害から県土を保全して県民の生命や財産を守るとともに、二酸化炭素を吸収して地球温暖化を防止するなど極めて重要な機能を有しています。

県民は森林から計り知れない恵みを楽しんでおり、山梨の森林は、私たちの暮らしと切り離すことができない、何ものにも代えがたい貴重な財産です。

しかし、社会経済環境の変化に伴い、民有林の多くは手入れが行き届かず、荒廃が進み、森林の持つ多様な公益的機能が十分に発揮できなくなる恐れがあります。

このため、これまでの良好で快適な生活を将来にわたって維持できるよう、県民の暮らしを支えるかけがえのない山梨の森林を、健全な姿で未来に引き継いでいくことが必要であり、そのための新たな仕組みとして、森林保全等を目的とした新税（以下「森林環境税という。）について検討を進めてきました。

この検討にあたっては、学識経験者や専門家等で構成する「環境と森づくりを考える税制懇話会」から平成21年11月にいただいた報告書を踏まえるとともに、本年4月から5月に実施したアンケート調査において、県民の皆様からいただいた様々なご意見を反映し、「森林保全等を目的とした新税（森林環境税（仮称））の考え方（素案）」を取りまとめ、この素案を本年6月県議会にお示しし、ご議論をいただいたところであります。

また、この素案を広く県民に公表するとともに、森林保全の必要性や税の使途について、フォーラムや県内4地域での意見交換会などの開催を通じて、県民の皆様からのご意見をいただいていたところであります。

これらを踏まえ、「考え方」の成案を取りまとめ、これに基づき、9月県議会に「森林及び環境の保全に係る県民税の特例に関する条例案」及び「森林環境保全基金条例案」を提案しました。

県議会のご賛同が得られましたら、明年2月議会に税活用事業予算案を提案し、平成24年4月には制度をスタートさせ、県民の皆さまにご参画をいただきながら、公益的機能が高度に発揮できる元気な森林を、子供達の世代に伝えていこうとするこの取組みを進めて参りたいと思います。

今、我が国は東北地方太平洋沖地震による未曾有の被害から、地元住民をはじめ国民が総力をあげて復興に取り組んでいるところであります。

本県といたしましても、被災地への救護・支援活動を迅速・的確に展開するとともに、大規模災害から県民の生命、財産を守るため、災害に強い県土づくりをはじめ、様々な防災対策に積極的に取り組んで参ります。

こうした中であって、土砂災害の防止や洪水の緩和、地球温暖化防止などの公益的機能を持つ本県の貴重な財産である森林を、中長期的な視点に立ち、適正に整備・保全していくことは、県民が安全で安心して暮らしていくうえで、極めて重要であります。

そのため、将来にわたって森林の持つ公益的機能が発揮される健全な森づくりに、広く県民一人ひとりのご協力をお願いするものであります。

目 次

1	山梨の森林の現状と課題	1
	(1) 本県森林の現状	
	(2) 森林を取り巻く課題	
2	新たな費用負担の考え方	5
	(1) 検討経緯	
	(2) 県の支援による荒廃森林の整備	
	(3) 新たな費用負担の必要性	
	(4) 山梨が目指す森づくりの方向	
	(5) 必要な事業費	
	(6) 森林所有者権限の制限	
3	<u>森林環境税の概要</u>	14
	(1) 課税方式	
	(2) 対象者	
	(3) 税率	
	(4) 税収見込み	
	(5) 施行時期	
	(6) 税制度の見直し	
	(7) 税収の管理と県民参画の仕組み	
4	下流域との連携した取り組み	17
5	<u>森林環境税の導入に向けてのスケジュール(案)</u>	<u>18</u>
	(添付資料) <u>森林環境税活用事業(案)</u>	<u>21</u>
	(添付資料) <u>「森林環境税の考え方」策定に当たっての県民等からの意見</u>	<u>25</u>

1 山梨の森林の現状と課題

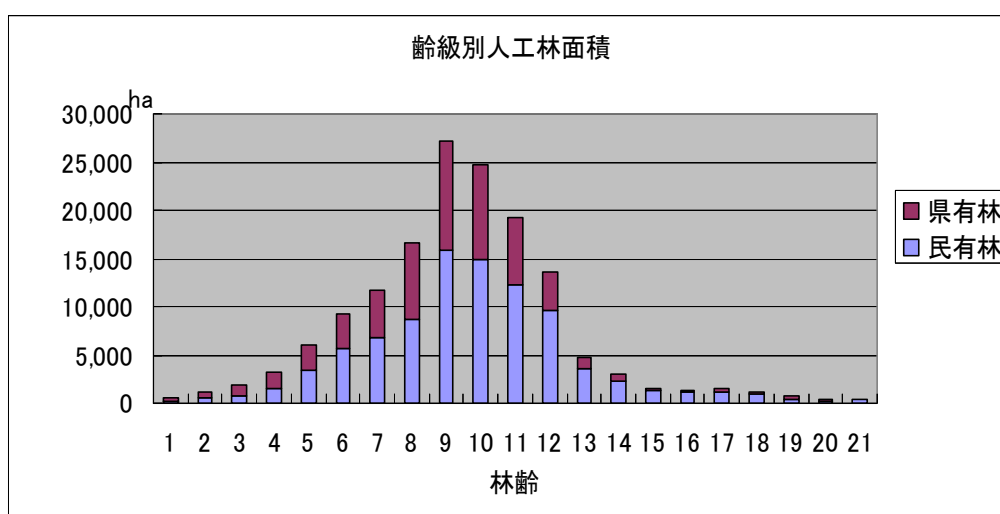
(1) 本県森林の現状

本県は、県土の78%を森林が占める全国有数（森林率全国第5位）の森林県です。

所有形態別では、国有林が4,648ha(1%)、県有林が158,245ha(46%)、民有林が184,683ha(53%)と、明治末期の水害からの復興のため、県内の入会御料地のすべて(約16万4千ha)が県に御下賜(明治44年)されたことにより、県有林が占める割合が全国一と、県有林が多いことが本県の特徴となっています。

また、人工林の多くは36年生(8齢級*)から55年生(11齢級)に集中し、利用可能な状態に達した森林の割合が増加しています。

(注) 齢級の単位は5年。(林齢1~5年生が1齢級)



しかし、平成18年度に実施した民有林における人工林（保安林を除く）の状況調査では、間伐等の手入れが適切に行われなかったため、樹木の生育が悪い森林が調査対象面積の43%に上っており、民有林、とりわけ人工林における荒廃の進行が懸念されています。

《平成18年度環境公益林調査》 民有林（人工林）をサンプリング調査

調査対象面積	荒廃森林面積	荒廃林率
36,865ha	16,025ha	43%

(注) 荒廃森林：非常に混み合っている森林（収量比数0.85以上）。収量比数とは、森林の混み具合を表す指標で、0から1の間で表され、1に近いほど森林が混んでいることを表わしています。

また、本県の森林の半分が県有林であることから、これまでも木材供給に加え、災害防止や、水源かん養、自然環境の保全などの公益的機能の充実強化を図ってきたところですが、本県森林の有する公益的機能が十分発揮されるためには、荒廃した民有林を解消していくとともに、県有林の公益的機能についても一層増進を図る必要があります。

本県の森林の状況（平成23年度末見込み）

（本県森林面積 34万8千ha）

民有林 18万5千 ha	人工林 6万8千 ha	荒廃が進んでいる森林 1万9千ha ^{*1}
		適切に管理されている森林 (既存施策による支援)
	天然林 8万2千 ha	整備が必要な里山林 ^{*2} 1万3千ha ^{*3}
		適切に維持されている森林
	上記以外の民有林 3万5千ha(横浜市、東京都などが管理)	
県有林 15万8千ha		
今後、公益的機能を高める必要がある森林(公益林への移行) 2万4千ha		
国有林 5千ha		
森林もしくは原野化した耕作放棄地 2千ha ^{*3}		

(注1) 平成18年度環境公益林調査を基に推計した荒廃森林の面積から平成23年度までに行う見込みの間伐等の面積を控除して算出しています。

(注2) 里山林とは、昔の暮らしの中で、薪や堆肥などを採取していた、地域住民の生活と密接に結びついて存在していた森林の総称です。

(注3) 「整備が必要な里山林1万3千ha」と「森林、原野化した耕作放棄地2千ha」の合計1万5千haを以下「里山林」と表現しています。

(2) 森林を取り巻く課題

(荒廃森林の増加)

安価な輸入材の増加による国産材価格の低迷や、山村地域の過疎化、高齢化が進行したことにより、本県木材の生産活動は停滞しており、木材を利用することによって資源が循環し、森林の手入れが行われるという林業本来の姿がうまく機能していない状況にあり、森林を適切に維持、管理していくことが困難になっています。

また、薪や堆肥などの採取の場として日常的に利用されてきた里山林は、化石燃料の普及や化学肥料への転換など生活様式や農業形態の変化に伴い、長期にわたって利用されなくなり、その結果、草木や竹の繁茂など里山林の荒廃が進行するとともに、野生鳥獣が人家や田畑近くまで出没し、人や農産物への被害が見受けられます。

森づくりは、50年、100年と長期にわたることから、今こそ、森林の価値を再認識し、公益的機能が高度に発揮できる森づくりを推進する必要があります。

(森林資源の有効活用)

人工林は、植栽、下草刈りや間伐などの保育管理、伐採・利用、植栽という長期間にわたる循環を繰り返すことにより、適切に保全、管理することが可能となります。

本県の人工林には、伐採して利用可能な森林が多く、森林の保全を図る上でも、木材としての利用をはじめ、枝葉や林地残材^{*}等のバイオマス（木材など再生可能な生物由来のエネルギー）資源としての利用など、森林資源の有効利用を推進する必要があります。

(注) 森林に残された木材

(新たな潮流)

本県では、平成21年に地球温暖化対策実行計画を策定し、おおむね2050年には、山梨県域で二酸化炭素の排出量と吸収量が均衡する「CO₂ゼロやまなし」を目指しています。

この計画においては、本県森林に、森林の持つ公益的機能である二酸化炭素を吸収し、固

定する機能とともに、これまで林内に放置していた間伐材を積極的に搬出し、燃料として利用する木材のバイオマス資源としての活用が期待されています。

さらに、昨年度は、低炭素社会の実現を図るため、事業者や県民などがクリーンエネルギーを導入するための指針を策定したところであり、この中では、地産地消型のエネルギーであるバイオマスの利活用を促進することとしています。

また、本県の森林は、標高差が大きいため、暖帯林から亜寒帯林にわたっており、林相は多様で、そこに生息、生育する動植物も多種多様です。

こうした多種多様な動植物を保全していくためには、生息する森林全体を適切に保全していく必要があります。

2 新たな費用負担の考え方

(1) 検討経緯

森林の多様な公益的機能が十分に発揮できるようにするため、特に荒廃が進んでいる民有林の整備については、新たな費用負担原則のもとでの公的関与や県民等の参加のあり方について検討するため、平成21年6月に学識経験者や専門家等10名の委員で構成する「環境と森づくりを考える税制懇話会」を設置し、費用負担の必要性、新たな費用負担で展開すべき施策、費用負担の仕組みなどについて議論を重ねてきました。

税制懇話会では5回にわたって議論いただくとともに、県民の幅広い意見を聴取するため、林業関係者との意見交換や県内4箇所での地域意見交換会を開催しました。

また、県においても、「環境と森づくりに関する県民意識調査」を実施しました。

こうした検討を経て、平成21年11月に税制懇話会から、多様な公益的機能を有する森林を県民全体で守り育て、次の世代に引き継ぐとともに、低炭素社会の実現に向け、総合的な取り組みを一層推進していくためには、安定的な財源の確保に向けて新たな税制度を導入することが適当との報告を受けました。

(2) 県の支援による荒廃森林の整備

間伐等の整備に係る費用を林業経営で賄うことが困難な状況から、本県ではこれまでも、荒廃森林の解消に積極的に支援してきました。

また、事業の実施にあたっては、限られた財源で最大限の効果を得るため、国庫補助事業を活用し、環境公益林整備事業^{*1}など効率的な実施に努めてきました。

(国の制度の変化への対応)

「新成長戦略」(平成22年6月閣議決定)において、「林野関係予算を「選択と集中」の観点から抜本的に見直し、努力する者が報われるものとし、新たに「森林管理・環境保全直接支払制度^{*2}」を導入する」と位置づけられました。

また、同戦略に位置づけられている「木材自給率を50%以上に向上させることを目指す」ためには、集約化施業により搬出間伐^{*3}を積極的に推進していくことが不可欠であるとしています。

これに伴い、これまでの、個々の森林施業に対して網羅的に支援してきたものから、面的まとまりをもって持続的な森林経営を実施する者を支援する方法に変化しました。

間伐等への支援においても、面的にまとまって計画的に行う搬出間伐等の森林施業と、これと一体となった森林作業道の開設^{*4}について行われることとされました。

このため、本県においても、今後取り組む荒廃森林の整備については、国の方針に沿い、集約化を図りながら、計画的に行うこととし、可能な限り国の助成制度を活用し、効率的、効果的に実施していきます。

(注1) 環境公益林整備事業とは、公益的機能の確保が特に必要な民有林を「環境公益林」と位置づけ、国庫補助を活用し、所有者負担のない間伐を推進してきた事業。
(平成21年度で事業は終了しました。)

環境公益林 整備事業	国補助 (51%)	県補助 (17%)	県交付金* (32%)	*企業局 電気事業 会計から の繰入金
---------------	--------------	--------------	----------------	------------------------------

(注2) 森林管理・環境保全直接支払制度とは、小規模な森林を集約化し、森林内の道の整備と搬出間伐を一体的に進め、持続可能な森林経営を目指す森林所有者を直接支援する制度で、平成23年度から実施された。

(注3) 搬出間伐とは、間伐した木を森林内に放置せず搬出し、利用すること。
(対義語) 切捨間伐

(注4) 森林作業道とは、間伐をはじめとする森林整備、木材の集材・搬出のために用いられる森林内の道のこと。

(3) 新たな費用負担の必要性

森林は、水源のかん養や県土の保全などの公益的機能を有し、県民が安全、安心に暮らすうえで欠くことのできない県民共有の大切な財産です。このかけがえのない森林は、健全な姿で次の世代に引き継ぐことが必要です。

しかしながら、森づくりには多額の費用を要するため、今日の厳しい社会経済情勢の中では、すべての森林を所有者のみで維持、管理していくことは厳しい状況になっています。

このままでは、森林の荒廃が進み、森林の有する公益的機能が低下することにより、県民生活に悪影響を及ぼすおそれがあります。

このため、その機能が持続的に発揮できるよう、適切な森林整備を着実に推進することが課題であり、県民全体で支える「健全な山梨の森づくり」を推進する必要があります。

また、森林の整備は、中長期的に取り組む必要があるため、一定規模の財源を持続的かつ安定的に確保することが求められます。

こうしたことから、「健全な山梨の森づくり」を確実に推進するための財源として、森林から多くの恩恵を受けている県民に等しく費用負担を求める税の導入が必要であります。

（「健全な山梨の森づくり」の概要）

①間伐されず放置された人工林の公的負担による整備が必要

荒廃が進んでいる民有林19,000haを解消します。



過密化により荒廃した人工林



針葉樹と広葉樹から構成された天然林に近い森林

②地域住民との協働による身近な里山林の整備が必要

本県の里山林は、盆地内の市街地と奥山などとの間に位置するため、標高差が大きいという地形的な特徴を持っています。

このため、里山林の整備においては、盆地周辺部の人家や田畑に近接する丘陵地や中山間に展開する耕作放棄地などの里山林と、かつては薪の採取や炭焼きなどが盛んに行われていた山間部の里山林とに分けて整備を進めていきます。

特に、盆地周辺部や中山間に展開する里山林の付近においては、現在も人や農作物などに野生鳥獣被害が発生していることから、こうした里山林の整備を緊急に進めていきます。

a 盆地周辺部や中山間に展開する耕作放棄地などの里山林

野生鳥獣被害などの解消を図るため、盆地周辺部や中山間に展開する耕作放棄地などの里山林3,000haを再生します。

b 山間部の里山林

県では、これまで企業や団体などが主体となっていく森づくりを進め、現在約500haの森林整備を行っています。

また、平成20年12月に制定した「山梨県地球温暖化対策条例」で、森林の整備による二酸化炭素などの温暖化効果ガスの森林吸収量を県が認証する制度を創設し、本年4月にはこの認証を県の治山や林道などの工事における総合評価落札方式^{*}の評価項目に取り入れることにより、企業の森づくりに参加しやすい仕組みづくりに取り組んでいます。

今後は、こうした取り組みを一層推進するとともに、地域住民やNPO、ボランティアなどの活動を支援することにより、里山林の整備を進めていきます。

(注) 総合評価落札方式とは、入札者が示す価格と技術提案の内容を総合的に評価し、落札者を決定する落札方式のこと。



手が入らず草木や竹が繁茂した里山林



整備された里山林

③県有林の持つ多様な森林機能を一層充実強化することが必要

県有林が多い本県において、本県森林の有する公益的機能を十分発揮させるためには、荒廃した民有林を解消していくとともに、県有林の公益的機能も一層増進させていく必要があります。

このため、標高1,600m以上の奥地林や、地形等から路網の整備が困難な県有林24,000haの中に計画的に広葉樹の植栽等を進め、公益的機能を重視する針葉樹・広葉樹の混交林としての森づくりを積極的に行っていきます。

④県民全体で森づくりを推進していく体制が必要

荒廃した森林を整備するとともに、県民の参加によって、森林を将来にわたり健全な状態で守り育てることも重要です。

このため、森林のもつ様々な機能を多くの県民に理解していただき、身近にある里山林などをフィールドに、森林所有者や地域住民、ボランティアなどが協働で取り組む保全整備活動を支援していきます。

(4) 山梨が目指す森づくりの方向

本県の豊かな森林を次の世代に引き継いでいくためには、荒廃した森林の解消を図るとともに、木材を利用することによって、森林の手入れが行われるという林業本来の姿であ

る木材資源の循環利用を促進していく必要があります。

こうした取り組みを進めていくためには、概算でも100億円程度の事業費が必要であり、現行の補助制度で試算すると60億円程度の県費負担が必要となります。

また、森林整備を行う林業労働者も年々減少し、県内の林業労働者数はわずか809人という状況です。(平成17年国勢調査結果)

さらに、本県民有林における人工林の多くが36年生(8齢級)から55年生(11齢級)と放置できない状況となっています。

こうした状況や、森林整備における間伐と次の間伐との間隔などを踏まえ、森林の荒廃をこれ以上進行させないため、次の3つの基本施策に沿って、おおむね20年程度で整備を行うこととし、5年間ごとに事業の推進状況等を見極めながら取り組むこととします。

(3つの基本施策)

①多様な公益的機能の維持・増進を図る森づくり

- ・ 荒廃した民有林の間伐を進め、針葉樹と広葉樹が混じり合った森林に再生
- ・ 住民等の協働による里山林の整備
- ・ 県有林の公益的機能を一層増進するための広葉樹の森づくり

②木材・木質バイオマスの利用促進

- ・ 学校施設等における県産材の利用の支援
- ・ 林内に残されている未利用材のバイオマス資源等としての活用の促進

③社会全体で支える仕組み

- ・ 森づくり活動や地球温暖化対策等の情報提供、普及啓発、環境教育等の推進
- ・ 地域住民やボランティア・NPO等が自ら企画、実施する活動の支援
- ・ 県民が幅広く参加し、意見を反映できる仕組みづくり

(5) 必要な事業費

森林環境税で取り組む事業は、次のとおりです。

施 策	概 要	想定している事業内容 (例)
多様な公益的機能の維持・増進を図る森づくり	荒廃森林の再生 (針広混交林)	○荒廃した民有林の間伐を進め、針葉樹と広葉樹が混じり合った森林に再生 ○公益的機能の維持、増進を図るため荒廃した民有林(人工林)を間伐等により整備 ・整備目標 4,000ha(5年間) ・整備内容 間伐、獣害防除、森林作業道の開設・維持修繕 ※森林所有者とは皆伐、他地目への転用の禁止等の協定を締結 [単年度事業費 201百万円]
	里山林の再生	○長期間放置され草木や竹の繁茂により荒廃した里山林を再生 ○市町村や地域住民など地域の力によって里山林を再生 ・整備目標 500ha(5年間) ・整備内容 除伐、進入竹の除去 ・地域住民が自主的に里山林の整備や管理を行う里山再生協議会に助成(年5団体程度に助成) ※森林所有者と皆伐、宅地転用の禁止等の協定を締結 [単年度事業費 19百万円]
	広葉樹の森づくり	○広葉樹の植栽による水源かん養や生物多様性などの公益的機能の増進 ○県有林の公益的機能を一層増進するための広葉樹植栽など ※標高1,600m以上の奥地林や地形等から路網の整備が困難な県有林に広葉樹を植栽(年10ha程度に植栽。併せて獣害被害から植栽木を保護する対策を実施) ○伐採後の造林ができない民有林が公益的機能を発揮するための広葉樹植栽など(年10ha程度に植栽。併せて獣害被害から植栽木を保護する対策を実施) [単年度事業費 25百万円]

施 策	概 要	想定している事業内容（例）
木材・木質バイオマスの利用促進	○学校施設等における県産材の利用を支援	<ul style="list-style-type: none"> 学校施設における学習用備品の整備に対する助成 (年100組程度の設置に助成) <p>[単年度事業費 3百万円]</p>
	○林内に残されている未利用材のバイオマス資源として利活用を促進	<ul style="list-style-type: none"> 未利用材を木質バイオマスとして利用する取組みに対する助成 (年4,000m3程度を運搬) <p>[単年度事業費 12百万円]</p>
社会全体で支える仕組み	○森づくり活動等の情報提供、普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> 森林環境税（仮称）の制度、取り組む事業等の広報周知 <p>[初年度のみ 3百万円]</p>
	○地球温暖化対策の普及啓発等	<ul style="list-style-type: none"> クリーンエネルギー導入に向けたワークショップなどの開催 環境科学研究所を活用した環境教育の推進 <p>[単年度事業費 2百万円]</p>
	○地域住民等が自ら企画、実施する活動を支援	<ul style="list-style-type: none"> 市町村、地域住民、NPO、PTAなどの自発的な森づくり活動を支援 (年20団体程度を支援) <p>[単年度事業費 10百万円]</p>
	○事業実施状況の点検・評価	<ul style="list-style-type: none"> 県民、有識者等で構成する「森林環境保全基金運営委員会（仮称）」の設置・運営 <p>[単年度事業費 1百万円]</p>

※現行の補助制度で試算したものです。

上記の事業実施に必要な年間総事業費

273百万円

(6) 森林所有者権限の制限

県民全体で取り組む「健全な山梨の森づくり」を推進するにあたっては、県民の負担に見合った森林の公益的機能の発揮を担保する必要があります。

このため、森林所有者と市町村や森林組合等林業事業者との協定締結により、森林の皆伐や転用等に関する所有者の権限を一定の期間制限することとします。

制限期間は原則として、「健全な山梨の森づくり」で森林所有者が植栽した森林を間伐した場合は20年間、伐採後の森林に新たに植栽した場合は30年間とします。

また、協定期間終了後においても、森林所有者による適切な整備が行われるよう、森林法に基づいた指導を徹底するなど適切な管理を進めます。

(森林所有者が植栽した森林を間伐する場合)

- ・ 20年間の皆伐及び下層木の伐採等表土を流出させるおそれのある行為の禁止
- ・ 30年間の林地の転用の禁止
- ・ 協定違反や間伐収入があった場合等には、税投入相当額の返還を義務づけ
- ・ 所有者等移転の場合、協定を継承 など

(伐採後の森林に新たに植栽する森林)

- ・ 30年間の皆伐及び下層木の伐採等表土を流出させるおそれのある行為の禁止
- ・ 40年間の林地の転用の禁止
- ・ 協定違反や間伐収入があった場合等には、税投入相当額の返還を義務づけ
- ・ 所有者等移転の場合、協定を継承 など

3 森林環境税の概要

(1) 課税方式

既存の県民税均等割に上乗せして徴収する「県民税均等割超過課税方式」とします。

県民税均等割は、「地域社会の費用を県民が広く負担する」という性格を持っており、県民全体で支える「健全な山梨の森づくり」を進めるために必要な費用を、県民が等しく負担するという導入の趣旨にも合致します。

(2) 対象者

(個人) 県民税均等割を納めている方 約42万8千人(平成21年度)

1. 県内に住所のある個人
2. 県内に事務所や事業所又は家屋敷を持ち、その市町村内に住所がない個人

※次のいずれかに該当する方は課税されません。

- ア 生活保護法(第11条第1項第1号)による生活扶助を受けている方
- イ 障害者、未成年者、寡婦(夫)で前年の合計所得金額が125万円以下の方
- ウ 前年の合計所得金額が、市町村の条例で定める金額以下の方
 - ・扶養親族等のいない方
28万円(甲府市の場合は、31万5千円)
 - ・扶養親族等のいる方
 $28万円 \times (\text{控除対象配偶者} + \text{扶養親族数} + 1) + 16万8千円$
(甲府市の場合は、「28万円」は「31万5千円」、「16万8千円」は「18万9千円」)

(法人) 県民税均等割を納めている法人 約2万法人(平成21年度)

1. 県内に事務所や事業所を有する法人
2. 県内に事務所や事業所はないが、寮、宿泊所、クラブ等を有する法人
3. 県内に事務所、事業所、寮などを有する収益事業を行う人格のない社団等

※収益事業を行っていない社会福祉法人や学校法人等、申請により課税免除を受けている公益法人・財団法人等は課税されません。

(3) 税率

税率については、事業実施に必要な事業費の年額約2億7千万円を確保し、税制懇話会からの報告である個人500円から1,000円、法人県民税均等割額の5%から10%の範囲であること、また、県民意識調査結果では500円との意見が多かったことを踏まえるとともに、先行実施県31県のうち超過課税額が個人500円、法人が県民税均等割額の5%である県が18県と6割を占めること等を総合的に勘案し、次のとおりとします。

(個人) 年額500円 (現行の均等割額1,000円)

(法人) 年額の均等割額の5%相当額

県民税均等割		税 額 (年額)	標準税率 (年額)	(参 考)	
				納税義務者数 (H21)	うち本県に 本店がある法人
資本金等の 額に応じて 5段階	50億円超	40,000円	800,000円	584 法人	8 法人
	10億円超～50億円	27,000円	540,000円	323 法人	24 法人
	1億円超～10億円	6,500円	130,000円	710 法人	120 法人
	1千万円超～1億円	2,500円	50,000円	3,379 法人	2,197 法人
	1千万円以下等	1,000円	20,000円	14,975 法人	14,047 法人
(計)				19,971 法人	16,396 法人

(4) 税収見込み

税収規模は、年間(平年ベース)で、2.7億円を見込んでいます。

(平成21年度実績をもとに算出)

個人	法人	年度合計
2.1 億円	0.6 億円	2.7 億円

(5) 施行時期

森林環境税は、平成24年4月から施行します。

(個人) 平成24年度分から

(法人) 平成24年4月1日以後に終了する事業年度分から

(注) 決算期(事業年度の末日)が、平成24年4月1日以後の事業年度から課税対象になります。

(6) 税制度の見直し

森林環境税は、施行後5年を目途として、事業を実施した効果や森林を取り巻く状況等を見極めた上で、制度の点検・見直しを実施します。

(7) 税収の管理と県民参画の仕組み

① 税収の管理

県民税はその用途を特定されない普通税であることから、そのままでは徴収した税収は既存の普通税と区分されません。

このため、森林環境税については、既存の税収と明確に区分する仕組みづくりが必要であることから、新たに「森林環境保全基金」を設置し、税収相当額を積み立て、それを財源とする事業を実施します。

※地方税法上、個人の県民税の賦課徴収業務は市町村が行うこととなっています。このため、森林環境税の導入により、新たに市町村に生じる賦課徴収に要する臨時的な経費について、「森林環境保全基金」から導入初年度に支出します。

②県民参画の仕組み

事業効果の検証等に広く県民の意見を反映させる仕組みとして、「森林環境保全基金運営委員会（仮称）」を設置します。

委員会で実施した検討等の内容については、広く公表し、制度の透明性を確保します。

③制度全体の仕組み

制度全体の仕組みは、別紙のとおりです。

4 下流域との連携した取り組み

本県森林は、県外下流域の水源林ともなっており、その恩恵（水源かん養機能）は広く流域全体におよんでいます。

このため、神奈川県とは「山梨県・神奈川県水源環境保全・再生連絡協議会」を設置し、上流域にあたる本県内における水源かん養や水質改善策について、連携のあり方を協議してきました。

この協議に基づき、神奈川県民にも広範かつ明確な受益をもたらす本県の桂川・相模川流域における森林整備や桂川清流センターにおける水質浄化について、事業効果の検証を含め、平成24年度から5年間で、総額3億6千5百万円（単年度平均7千3百万円）を神奈川県に負担していただく中で、共同して事業を実施して参ります。

なお、このうち森林整備に係る費用については、森林環境保全基金に繰り入れ、管理することとしています。

5 森林環境税の導入に向けてのスケジュール

この「森林環境税の考え方」は、森林の整備・保全の新たな仕組みを導入するための基本的な考え方を取りまとめたものです。

この考え方に基づき、9月定例県議会においては、「森林及び環境の保全に係る県民税の特例に係る条例案」及び「森林環境保全基金条例案」を提案しました。

県議会のご賛同が得られましたら、森林環境税導入の必要性や制度の仕組みなどについて、県民に十分周知した上で、平成24年4月に制度をスタートさせ、県民の皆さまにご参画をいただきながら、将来にわたって森林の持つ公益的機能が発揮される健全な森づくりに、広く県民一人ひとりのご協力のもと取り組んでいきます。

今後のスケジュール（案）

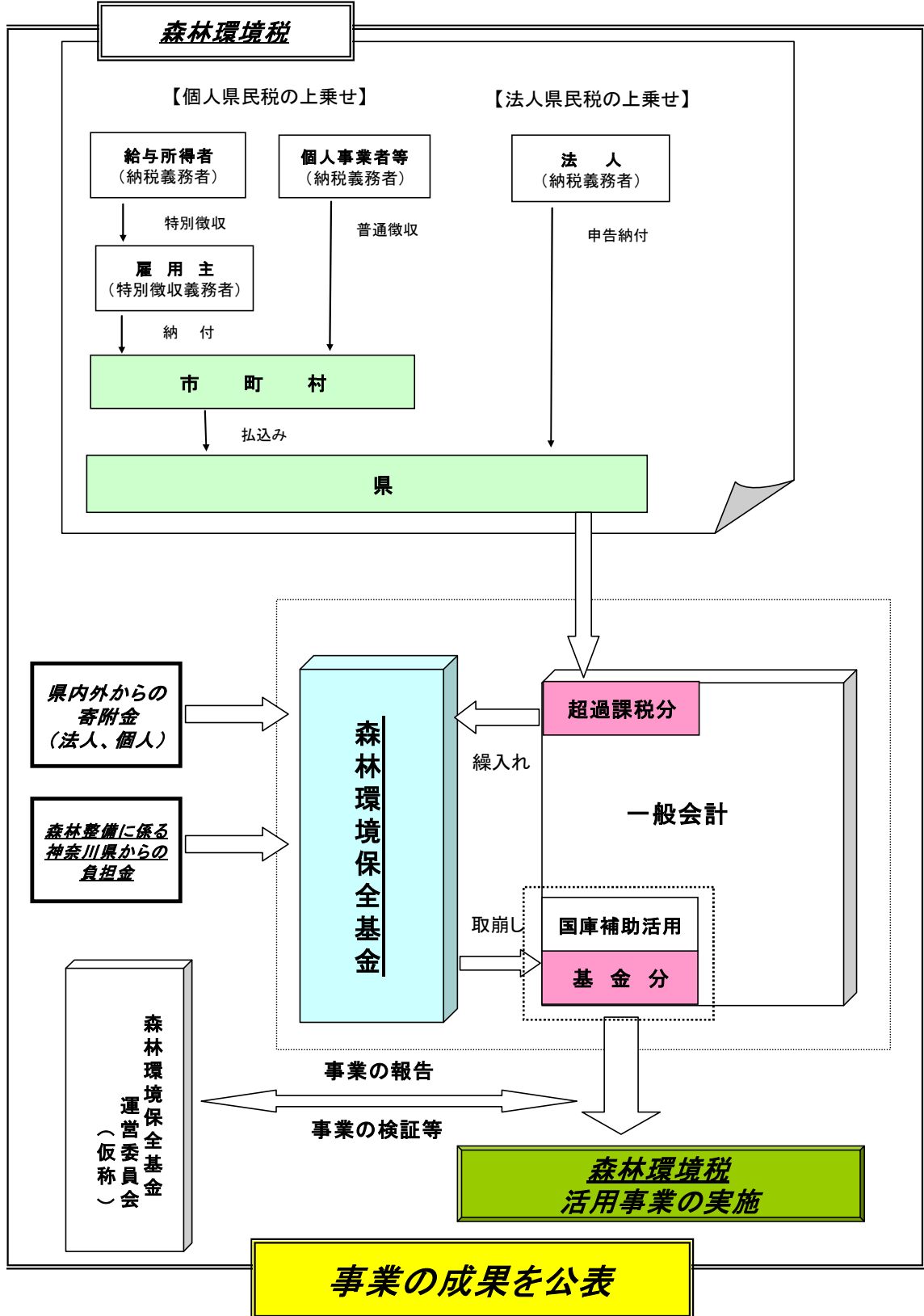
平成24年2月議会 税活用事業予算案の提案

4月 森林環境税の導入、「健全な山梨の森づくり」のスタート

(参考) 神奈川県の本年6月定例県議会に示された、平成24年度からの「第2期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画(案)」のうち本県に関する部分は、次のとおりです。

10	相模川水系上流域対策の推進(拡充)	対象地域	相模川水系県外上流域
ねらい	相模川水系の県外上流域における水源環境の保全・再生の取組の推進を図る。		
目標	相模川水系の県外上流域において、神奈川県と山梨県が共同して、効果的な保全対策を実施する。		
事業主体	神奈川県・山梨県		
事業内容	<p>相模川水系の県外上流域対策について、第1期計画において実施した相模川水系流域環境共同調査の結果を踏まえ、神奈川県と山梨県が共同して効果的な保全対策を実施する。</p> <p>① 森林整備 荒廃した森林を対象に、間伐や間伐に必要な作業道等の整備等を両県が共同事業として実施する。</p> <p>② 生活排水対策 桂川清流センターにおいて、リン削減効果のある凝集剤による排水処理を両県が共同事業として実施する。</p>		
事業費	第2期計画の5年間計 うち新規必要額	365百万円(単年度平均額 365百万円(単年度平均額)	73百万円 73百万円)

森林環境税の仕組み



森林環境税活用想定事業(20年間計画 案)

施策	事業内容	目標	総事業費 (千円)	国費等(千円)	森林環境税 (千円)	備考																												
多様な公益的機能の維持・増進を図る森づくり	(1) 荒廃森林再生事業(仮称) 補助率 10/10 <table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>対象(ha)</th> <th>標準単価(千円)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">間伐</td> <td>①間伐</td> <td>13,536ha</td> <td>313</td> <td rowspan="3">国補 51%</td> </tr> <tr> <td>②間伐+林内集積</td> <td>3,384ha</td> <td>462</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>16,920ha</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>③獣害防除</td> <td>(1,692ha)</td> <td>548</td> <td></td> </tr> <tr> <td>森林作業道(開設)</td> <td>42,300m</td> <td>7</td> <td>国補 51%</td> </tr> <tr> <td>森林作業道(維持補修)</td> <td>27,060m</td> <td>2.5</td> <td>補助制度なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>※実施主体:市町村、森林組合等林業事業体 ・事業実施にあたっては、協定を締結</p>	内容	対象(ha)	標準単価(千円)	備考	間伐	①間伐	13,536ha	313	国補 51%	②間伐+林内集積	3,384ha	462	小計	16,920ha			③獣害防除	(1,692ha)	548		森林作業道(開設)	42,300m	7	国補 51%	森林作業道(維持補修)	27,060m	2.5	補助制度なし	16,920ha	7,091,142	2,850,225	4,240,917	○荒廃した民有林18,800haのうち整備可能(90%)な16,920haを対象 18,800ha(荒廃森林)×90%=16,920ha ①林地保全タイプ 16,920ha×80%=13,536ha ②集積タイプ 16,920ha×20%=3,384ha ③獣害防除 16,920ha×10%=1,692ha
	内容	対象(ha)	標準単価(千円)	備考																														
	間伐	①間伐	13,536ha	313	国補 51%																													
②間伐+林内集積		3,384ha	462																															
小計	16,920ha																																	
③獣害防除	(1,692ha)	548																																
森林作業道(開設)	42,300m	7	国補 51%																															
森林作業道(維持補修)	27,060m	2.5	補助制度なし																															
里山林の再生	(2) やまなし原風景の森再生事業(仮称) 補助率 10/10 <table border="1"> <thead> <tr> <th>内 容</th> <th>対象 (ha)</th> <th>標準単価(千円)</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>修景等保全作業(除伐・集積)</td> <td>2,960ha</td> <td>226.9</td> <td>国補 27%</td> </tr> <tr> <td>侵入竹の除去</td> <td>40ha</td> <td>257.7</td> <td>国補 27%</td> </tr> <tr> <td>里山再生協議会(仮称)運営費</td> <td>100団体</td> <td>200</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※実施主体:市町村、森林組合等林業事業体、里山再生協議会(仮称) ・事業実施にあたっては、協定を締結</p>	内 容	対象 (ha)	標準単価(千円)	備 考	修景等保全作業(除伐・集積)	2,960ha	226.9	国補 27%	侵入竹の除去	40ha	257.7	国補 27%	里山再生協議会(仮称)運営費	100団体	200		3,000ha	701,932	131,713	570,219	○農地や人家等に接している里山林15,000haのうち緊急に整備が必要な3,000haを対象 里山再生協議会(仮称) 5団体×20年												
内 容	対象 (ha)	標準単価(千円)	備 考																															
修景等保全作業(除伐・集積)	2,960ha	226.9	国補 27%																															
侵入竹の除去	40ha	257.7	国補 27%																															
里山再生協議会(仮称)運営費	100団体	200																																
広葉樹の森づくり	(3) 広葉樹の森づくり推進事業(仮称) 補助率 10/10 <table border="1"> <thead> <tr> <th>内 容</th> <th>対象 (ha)</th> <th>標準単価(千円)</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>造林未済地への広葉樹植栽(民有林)</td> <td>200ha</td> <td>1,114.3</td> <td rowspan="3">国補 51%</td> </tr> <tr> <td>公益的機能を増進するための広葉樹植栽(県有林)</td> <td>200ha</td> <td>1,064.3</td> </tr> <tr> <td>獣害防除</td> <td>(400ha)</td> <td>1,424.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>※実施主体:県、市町村、森林組合等林業事業体 ・事業実施にあたっては、協定を締結</p>	内 容	対象 (ha)	標準単価(千円)	備 考	造林未済地への広葉樹植栽(民有林)	200ha	1,114.3	国補 51%	公益的機能を増進するための広葉樹植栽(県有林)	200ha	1,064.3	獣害防除	(400ha)	1,424.6	400ha	1,005,520	507,715	497,805	県有林 10ha×20年 = 200ha 民有林 10ha×20年 = 200ha														
内 容	対象 (ha)	標準単価(千円)	備 考																															
造林未済地への広葉樹植栽(民有林)	200ha	1,114.3	国補 51%																															
公益的機能を増進するための広葉樹植栽(県有林)	200ha	1,064.3																																
獣害防除	(400ha)	1,424.6																																
小計			8,798,594	3,489,653	5,308,941																													

森林環境税活用想定事業(20年間計画 案)

施策	事業内容	目標	総事業費 (千円)	国費等(千円)	森林環境税 (千円)	備考								
木材・木質バイオマスの利用促進	(4) 甲斐の木づかい推進事業(仮称) 補助率 1/2 <table border="1"> <tr> <th>内 容</th> <th>対象(組)</th> <th>標準単価(千円)</th> <th>備 考</th> </tr> <tr> <td>学習用備品への助成</td> <td>2,000組</td> <td>60</td> <td></td> </tr> </table> ※実施主体:市町村	内 容	対象(組)	標準単価(千円)	備 考	学習用備品への助成	2,000組	60		2,000組	60,000	—	60,000	100組×20年
	内 容	対象(組)	標準単価(千円)	備 考										
学習用備品への助成	2,000組	60												
木質バイオマスの利用促進	(5) 未利用資源の利用促進事業(仮称) 補助率 定額 <table border="1"> <tr> <th>内 容</th> <th>対象(m3)</th> <th>標準単価(千円)</th> <th>備 考</th> </tr> <tr> <td>林地残材の運搬費助成</td> <td>80,000</td> <td>3</td> <td></td> </tr> </table> ※実施主体(森林組合等林業事業体)と加工業者が間伐材等取引協定を締結	内 容	対象(m3)	標準単価(千円)	備 考	林地残材の運搬費助成	80,000	3		80,000m3	240,000	—	240,000	4,000m3×20年
内 容	対象(m3)	標準単価(千円)	備 考											
林地残材の運搬費助成	80,000	3												
小計			300,000	—	300,000									
社会全体で支える仕組み	(6) やまなしの森づくり促進事業(仮称) <table border="1"> <tr> <th>内 容</th> <th>対象</th> <th>単価(千円)</th> <th>備 考</th> </tr> <tr> <td>制度の周知</td> <td>1式</td> <td>3,000</td> <td></td> </tr> </table>	内 容	対象	単価(千円)	備 考	制度の周知	1式	3,000		4回	12,000	—	12,000	5年毎に1回 3,000千円×4回
	内 容	対象	単価(千円)	備 考										
	制度の周知	1式	3,000											
	(7) クリーンエネルギー導入推進事業(仮称) <table border="1"> <tr> <th>内 容</th> <th>対象</th> <th>単価(千円)</th> <th>備 考</th> </tr> <tr> <td>ワークショップの開催</td> <td>1式</td> <td>1,000</td> <td></td> </tr> </table> ※実施主体 県	内 容	対象	単価(千円)	備 考	ワークショップの開催	1式	1,000			20,000	—	20,000	1,000千円×20年
内 容	対象	単価(千円)	備 考											
ワークショップの開催	1式	1,000												
(8) 環境教育支援事業(仮称) 補助率 1/2 <table border="1"> <tr> <th>内 容</th> <th>対象</th> <th>単価(千円)</th> <th>備 考</th> </tr> <tr> <td>バス借上げ経費の一部を助成</td> <td>2,000団体</td> <td>70</td> <td></td> </tr> </table> ※実施主体:小・中学校、県内の団体やグループ	内 容	対象	単価(千円)	備 考	バス借上げ経費の一部を助成	2,000団体	70		2,000団体	70,000	—	70,000	100団体×20年	
内 容	対象	単価(千円)	備 考											
バス借上げ経費の一部を助成	2,000団体	70												
県民の主体的な森づくり活動の支援	(9) 頑張る地域の森づくり支援事業(仮称) 補助率 定額 <table border="1"> <tr> <th>内 容</th> <th>対象</th> <th>単価(千円)</th> <th>備 考</th> </tr> <tr> <td>協働による森づくり活動支援</td> <td>800団体</td> <td>500</td> <td></td> </tr> </table> ※実施主体 市町村、地域団体、NPO、PTA、その他教育的活動を行う団体等等	内 容	対象	単価(千円)	備 考	協働による森づくり活動支援	800団体	500		800団体	400,000	—	400,000	40団体×20年
内 容	対象	単価(千円)	備 考											
協働による森づくり活動支援	800団体	500												
県民参画の仕組み	(10) 森林環境保全基金運営委員会(仮称)の運営 <table border="1"> <tr> <th>内 容</th> <th>対象</th> <th>単価(千円)</th> <th>備 考</th> </tr> <tr> <td>事業実施状況の点検・評価、普及啓発方法の提案などを行う組織の運営費(一般県民、有識者等で構成)</td> <td>1式</td> <td>1,000</td> <td></td> </tr> </table>	内 容	対象	単価(千円)	備 考	事業実施状況の点検・評価、普及啓発方法の提案などを行う組織の運営費(一般県民、有識者等で構成)	1式	1,000			20,000	—	20,000	1,000千円×20年
内 容	対象	単価(千円)	備 考											
事業実施状況の点検・評価、普及啓発方法の提案などを行う組織の運営費(一般県民、有識者等で構成)	1式	1,000												
小計			522,000	—	522,000									
合計			9,620,594	3,489,653	6,130,941									
年間			481,030	174,483	306,547									

森林環境税活用想定事業(平成24年度～28年度 5カ年計画 案)

施策	事業内容	目標	総事業費 (千円)	国費等(千円)	森林環境税 (千円)	備考																											
多様な公益的機能の維持・増進を図る森づくり	(1) 荒廃森林再生事業(仮称) 補助率 10/10 <table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>対象 (ha)</th> <th>標準単価(千円)</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">間伐</td> <td>①間伐</td> <td>3,200ha</td> <td>313</td> <td rowspan="3">国補 51%</td> </tr> <tr> <td>②間伐+林内集積</td> <td>800ha</td> <td>462</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>4,000ha</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③獣害防除</td> <td>(400ha)</td> <td>548</td> <td></td> </tr> <tr> <td>森林作業道(開設)</td> <td>10,000m</td> <td>7</td> <td>国補 51%</td> </tr> <tr> <td>森林作業道(維持補修)</td> <td>6,765m</td> <td>2.5</td> <td>補助制度なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>※実施主体:市町村、森林組合等林業事業体 ・事業実施にあたっては、協定を締結</p>	内容	対象 (ha)	標準単価(千円)	備 考	間伐	①間伐	3,200ha	313	国補 51%	②間伐+林内集積	800ha	462	小計	4,000ha		③獣害防除	(400ha)	548		森林作業道(開設)	10,000m	7	国補 51%	森林作業道(維持補修)	6,765m	2.5	補助制度なし	4,000ha	1,677,313	673,812	1,003,501	○荒廃した民有林4,000haを対象 ①林地保全タイプ 4,000ha×80%=3,200ha ②集積タイプ 4,000ha×20%=800ha ③獣害防除 4,000ha×10%=400ha
	内容	対象 (ha)	標準単価(千円)	備 考																													
	間伐	①間伐	3,200ha	313	国補 51%																												
②間伐+林内集積		800ha	462																														
小計		4,000ha																															
③獣害防除	(400ha)	548																															
森林作業道(開設)	10,000m	7	国補 51%																														
森林作業道(維持補修)	6,765m	2.5	補助制度なし																														
里山林の再生	(2) やまなし原風景の森再生事業(仮称) 補助率 10/10 <table border="1"> <thead> <tr> <th>内 容</th> <th>対象 (ha)</th> <th>標準単価(千円)</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>修景等保全作業(除伐・集積)</td> <td>490ha</td> <td>226.9</td> <td>国補 27%</td> </tr> <tr> <td>侵入竹の除去</td> <td>10ha</td> <td>257.7</td> <td>国補 27%</td> </tr> <tr> <td>里山再生協議会(仮称)運営費</td> <td>25団体</td> <td>200</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※実施主体:市町村、森林組合等林業事業体、里山再生協議会(仮称) ・事業実施にあたっては、協定を締結</p>	内 容	対象 (ha)	標準単価(千円)	備 考	修景等保全作業(除伐・集積)	490ha	226.9	国補 27%	侵入竹の除去	10ha	257.7	国補 27%	里山再生協議会(仮称)運営費	25団体	200		500ha	118,758	21,994	96,764	○農地や人家等に接している里山林500haを対象 里山再生協議会(仮称) 5団体×5年											
内 容	対象 (ha)	標準単価(千円)	備 考																														
修景等保全作業(除伐・集積)	490ha	226.9	国補 27%																														
侵入竹の除去	10ha	257.7	国補 27%																														
里山再生協議会(仮称)運営費	25団体	200																															
広葉樹の森づくり	(3) 広葉樹の森づくり推進事業(仮称) 補助率 10/10 <table border="1"> <thead> <tr> <th>内 容</th> <th>対象 (ha)</th> <th>標準単価(千円)</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>造林未済地への広葉樹植栽(民有林)</td> <td>50ha</td> <td>1,114.3</td> <td rowspan="3">国補 51%</td> </tr> <tr> <td>公益的機能を増進するための広葉樹植栽(公有林)</td> <td>50ha</td> <td>1,064.3</td> </tr> <tr> <td>獣害防除</td> <td>(100ha)</td> <td>1,424.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>※実施主体:県、市町村、森林組合等林業事業体 ・事業実施にあたっては、協定を締結</p>	内 容	対象 (ha)	標準単価(千円)	備 考	造林未済地への広葉樹植栽(民有林)	50ha	1,114.3	国補 51%	公益的機能を増進するための広葉樹植栽(公有林)	50ha	1,064.3	獣害防除	(100ha)	1,424.6	100ha	251,380	126,928	124,452	公有林 10ha×5年 = 50ha 民有林 10ha×5年 = 50ha													
内 容	対象 (ha)	標準単価(千円)	備 考																														
造林未済地への広葉樹植栽(民有林)	50ha	1,114.3	国補 51%																														
公益的機能を増進するための広葉樹植栽(公有林)	50ha	1,064.3																															
獣害防除	(100ha)	1,424.6																															
小計			2,047,451	822,734	1,224,717																												

森林環境税活用想定事業(平成24年度～28年度 5カ年計画 案)

施策	事業内容	目標	総事業費 (千円)	国費等(千円)	森林環境税 (千円)	備考								
木材・木質バイオマスの利用促進	(4) 甲斐の木づかい推進事業(仮称) 補助率 1/2 <table border="1"> <tr> <th>内 容</th> <th>対象(組)</th> <th>標準単価(千円)</th> <th>備 考</th> </tr> <tr> <td>学習用備品への助成</td> <td>500組</td> <td>60</td> <td></td> </tr> </table> ※実施主体:市町村	内 容	対象(組)	標準単価(千円)	備 考	学習用備品への助成	500組	60		500組	15,000	—	15,000	100組×5年
	内 容	対象(組)	標準単価(千円)	備 考										
学習用備品への助成	500組	60												
木質バイオマスの利用促進	(5) 未利用資源の利用促進事業(仮称) 補助率 定額 <table border="1"> <tr> <th>内 容</th> <th>対象(m3)</th> <th>標準単価(千円)</th> <th>備 考</th> </tr> <tr> <td>林地残材の運搬費助成</td> <td>20,000</td> <td>3</td> <td></td> </tr> </table> ※実施主体(森林組合等林業事業体)と加工業者が間伐材等取引協定を締結	内 容	対象(m3)	標準単価(千円)	備 考	林地残材の運搬費助成	20,000	3		20,000m3	60,000	—	60,000	4,000m3×5年
	内 容	対象(m3)	標準単価(千円)	備 考										
林地残材の運搬費助成	20,000	3												
小計			75,000	—	75,000									
社会全体で支える仕組み	(6) やまなしの森づくり促進事業(仮称) <table border="1"> <tr> <th>内 容</th> <th>対象</th> <th>単価(千円)</th> <th>備 考</th> </tr> <tr> <td>制度の周知</td> <td>1式</td> <td>3,000</td> <td></td> </tr> </table>	内 容	対象	単価(千円)	備 考	制度の周知	1式	3,000			3,000	—	3,000	初年度のみ
	内 容	対象	単価(千円)	備 考										
	制度の周知	1式	3,000											
	(7) クリーンエネルギー導入推進事業(仮称) <table border="1"> <tr> <th>内 容</th> <th>対象</th> <th>単価(千円)</th> <th>備 考</th> </tr> <tr> <td>ワークショップの開催</td> <td>1式</td> <td>1,000</td> <td></td> </tr> </table> ※実施主体 県	内 容	対象	単価(千円)	備 考	ワークショップの開催	1式	1,000			5,000	—	5,000	1,000千円×5年
内 容	対象	単価(千円)	備 考											
ワークショップの開催	1式	1,000												
(8) 環境教育支援事業(仮称) 補助率 1/2 <table border="1"> <tr> <th>内 容</th> <th>対象</th> <th>単価(千円)</th> <th>備 考</th> </tr> <tr> <td>バス借上げ経費の一部を助成</td> <td>200団体</td> <td>70</td> <td></td> </tr> </table> ※実施主体:小・中学校、県内の団体やグループ	内 容	対象	単価(千円)	備 考	バス借上げ経費の一部を助成	200団体	70		200団体	7,000	—	7,000	40団体×5年	
内 容	対象	単価(千円)	備 考											
バス借上げ経費の一部を助成	200団体	70												
(9) 頑張る地域の森づくり支援事業(仮称) 補助率 定額 <table border="1"> <tr> <th>内 容</th> <th>対象</th> <th>単価(千円)</th> <th>備 考</th> </tr> <tr> <td>協働による森づくり活動支援</td> <td>100団体</td> <td>500</td> <td></td> </tr> </table> ※実施主体 市町村、地域団体、NPO、PTA、その他教育的活動を行う団体等等	内 容	対象	単価(千円)	備 考	協働による森づくり活動支援	100団体	500		100団体	50,000	—	50,000	20団体×5年	
内 容	対象	単価(千円)	備 考											
協働による森づくり活動支援	100団体	500												
県民参画の仕組み	(10) 森林環境保全基金運営委員会(仮称)の運営 <table border="1"> <tr> <th>内 容</th> <th>対象</th> <th>単価(千円)</th> <th>備 考</th> </tr> <tr> <td>事業実施状況の点検・評価、普及啓発方法の提案などを行う組織の運営費(一般県民、有識者等で構成)</td> <td>1式</td> <td>1,000</td> <td></td> </tr> </table>	内 容	対象	単価(千円)	備 考	事業実施状況の点検・評価、普及啓発方法の提案などを行う組織の運営費(一般県民、有識者等で構成)	1式	1,000			5,000	—	5,000	1,000千円×5年
内 容	対象	単価(千円)	備 考											
事業実施状況の点検・評価、普及啓発方法の提案などを行う組織の運営費(一般県民、有識者等で構成)	1式	1,000												
小計			70,000	—	70,000									
合計			2,192,451	822,734	1,369,717									
年間			438,490	164,547	273,943									

「森林環境税の考え方」策定に当たっての県民等からの意見

1 県民との意見交換会等の開催

森林環境税の導入に当たり、6月県議会にお示しした「森林保全等を目的とした新税の考え方」の素案について広く周知するとともに、県民や市町村、林業事業者等からの御意見を伺うため、県民との意見交換会等を開催した。

① 健全な森づくりを考える県民との意見交換会

- ・平成23年8月18日（木） 中北管内（北巨摩合庁） (34名)
- ・平成23年8月24日（水） 峡東管内（東山梨合庁） (91名)
- ・平成23年8月29日（月） 峡南管内（西八代合庁） (73名)
- ・平成23年8月30日（火） 富士東部管内（南都留合庁） (62名) <計260名>

② 森づくりを考える県民フォーラム

- ・平成23年8月20日（土） 山梨県立文学館 <約140名>

③ 市町村税務主管課長会議

- ・平成23年9月2日（金） 東八代合同庁舎 <50名>

④ 山梨県森林審議会

- ・平成23年9月5日（月） 恩賜林記念館 <10名>

2 意見の概要及び反映状況

意見交換会等においては、森林環境税の活用策や周知方法等についての御意見・御質問をいただいたところであり、その状況は次のとおりである。（()内は意見数）

㊦ 新たな費用負担の必要性について	3件	(3件)
㊧ 森づくりの方向について	28件	(22件)
㊨ 森林所有者の権限の制限について	3件	(0件)
㊩ 税のしくみについて	12件	(4件)
㊪ 税収の管理と県民参画の仕組みについて	2件	(2件)
㊫ 下流域との連携した取り組みについて	2件	(1件)
㊬ 森林環境税の周知について	10件	(4件)
㊭ その他	18件	(0件)
総計	78件	(36件)

なお、いただいた意見のうち、「森林環境税の考え方」への反映状況は次表の通りである。

①記述済み	②修正加筆等 意見反映	③実施段階 検討	④反映困難	⑤その他	計
14件	5件	12件	4件	1件	36件

※「その他」の欄は、施策の体系外の意見等